

国内肥料資源活用総合支援事業公募要領

第1 総則

国内肥料資源利用拡大対策事業のうち国内肥料資源活用総合支援事業のうち国内肥料資源活用総合推進支援（以下「本事業」という。）の事業実施主体の公募については、この要領に定めるものとします。

なお、事業内容等については、国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金交付等要綱（令和4年12月21日付け4農産第3508号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）及び国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領（令和4年12月21日付け4農産第3509号、4畜産第1954号農林水産省農産局長、畜産局長通知。以下「実施要領」という。）を併せて御確認ください。

第2 趣旨

作物生産において必要不可欠な農業資材の一つである肥料については、その原料の多くを海外に依存していることから、国際市況や原料産出国の輸出に係る動向の影響を強く受けざるを得ない状況にあります。

肥料を生産現場に安定的に供給していくためには、こうした影響を受けにくい生産体制づくりを早急に進めることが必要です。

このため、海外からの輸入原料に依存した肥料から、堆肥や下水汚泥資源等の国内資源を活用した肥料（以下「国内資源由来肥料」という。）への転換を進める取組等を支援します。

第3 事業内容

本事業で実施することができる取組は国内肥料資源活用総合推進支援とし、海外からの輸入原料に依存した肥料から、国内資源由来肥料への転換を進めるため、事業実施主体がこれら肥料やその原料の供給又は利用を拡大する取組を行うものとします。

第4 事業実施主体の要件

事業実施主体は、下表の区分の欄に掲げる者のいずれかとし、要件は下表の要件の欄のとおりとします。

区分	対象事業	要件
1 農業者の組織する団体等	国内肥料資源活用総合推進支援	次に掲げる要件を全て満たす者とする。 （1）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程が定められている農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、農地所有適格法人、特定農業団体、その他農業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人及び地方公共団体のいずれかであること。 （2）国内資源由来肥料の効果の検証に取り組む農業従事者（農業の常時従事者（原則年間150日以上）をいう。以下同じ。）が5人以上参加すること。
2 肥料製造事業者		肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第4条に基づき登録を受けている者又は第22条に基づき届出を行っている者。

3 肥料原料 供給事業者		次に掲げるいずれかに該当し、それぞれの要件を満たす者とする。 (1) 畜産業を営む者又は地域の家畜排せつ物処理を引き受けて堆肥の生産を行う者。 (2) 牛肉骨粉製造事業者 化製場等に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号）第 3 条第 1 項に基づく都道府県知事の許可を受けている者。 (3) その他の事業者 食品残渣等の肥料原料として使用できる資源を供給する者。
4 コンソーシアム		区分の欄の 1 から 3 までに掲げる者のうち、いずれかの者を含む構成員からなり、次に掲げる要件を全て満たすコンソーシアム。 (1) 代表者が定められていること。 (2) 組織の意思決定の方法、事務及び会計の処理方法並びにその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした規約が定められていること。 (3) 事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

第 5 補助対象経費の範囲

本事業の補助対象経費は、別表 1 に掲げるもののうち、以下の取組に必要な経費とします。また、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類（領収書の写し等）によって金額等が確認できるものとします。

- (1) 国内資源由来肥料若しくはその原料の成分分析、原料の収集又は国内資源由来肥料の運搬等の実証
- (2) 国内資源由来肥料の試作
- (3) 国内資源由来肥料の肥培効果若しくは散布効率に関する栽培実証又は土壌、水質若しくは作物体に関する分析
- (4) 国内資源由来肥料若しくはその原料の収集・運搬・加工（焼却を含む。）・散布等に必要な機械又は国内資源由来肥料の原料若しくは土壌等の分析に必要な分析機器等の導入
- (5) (1) から (4) までの取組のいずれかに附帯する事業の効率的な取組に必要な調査
- (6) (1) から (4) までの取組のいずれかに附帯する取組拡大のための情報発信

第 6 補助対象としない経費

本事業の実施に必要な経費であっても、以下の経費は、補助対象としません。

- (1) 事業実施主体の運営に係る経費
- (2) パソコン、デジタルカメラ等の汎用性のある備品の購入費
- (3) 本事業により農産物の収量及び品質が低下した場合の補てんに要する経費
- (4) 本事業を実施するために雇用した者に対して支払う経費のうち、実働に応じた対価として支払う賃金以外の経費
- (5) 事業実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (6) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）
- (7) 飲食費

- (8) 事業実施主体が、自己資金又は助成により事業を現に実施し、又は既に終了している取組に要する経費
- (9) 補助金の交付決定前に支出される経費（実施要領別紙1の第10の2に定める交付決定前着手届を提出している場合及び実施要領別紙1－2の第3の3に該当する取組を除く。）
- (10) 本事業以外の事業に要する経費と区分できない経費
- (11) 国が補助する他の事業と重複する経費
- (12) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要したものとして証明できない経費

第7 補助金額及び補助率

本事業の補助金額については、予算及び補助対象経費等の精査により減額することがあるほか、本事業で収益を得る場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要となる場合がありますので御留意ください。

また、本事業の補助率は、第5の(4)の取組に対しては2分の1以内とし、それ以外の取組に対しては定額とします。また、1事業実施計画書当たりの補助金の上限額は、第5の(4)の取組に係る補助金を除き3千万円とします。ただし、第5の(2)の取組に係る補助金の上限額は、国内資源由来肥料の試作に係る機械の借上費を除き2百万円とします。

第8 事業の実施期間

本事業の実施期間は、交付決定日から令和8年3月31日までとします。

第9 成果目標

本事業の成果目標は、実施要領別紙1－2の第5のとおりとします。

第10 申請書類の作成及び提出等

1 申請書類等

事業実施主体となることを希望する者は、申請書類を作成し、提出期限までに提出先に御提出ください。申請書類の作成及び提出に当たっては、交付等要綱及び実施要領に定める事項についても御留意ください。

(1) 申請書類

- ① 応募申請書（実施要領別紙1の別記様式第4号）
- ② 事業実施計画書（実施要領別紙1の別記様式第5－1号）及び添付資料一式
- ③ 肥料原料供給者、肥料製造事業者及び肥料利用者の連携を位置付けた計画（実施要領別紙1の別記様式第12号）

(2) 提出先

申請書類は、地方農政局長等（事業実施主体による補助事業の主たる実施場所が北海道に所在する場合にあつては北海道農政事務局長、事業実施主体による補助事業の主たる実施場所が沖縄県に所在する場合にあつては内閣府沖縄総合事務局長、事業実施主体による補助事業の主たる実施場所がその他の都府県に所在する場合にあつては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出するものとします。（別表2参照）

(3) 提出期限

令和7年8月8日（金曜日）午後5時（必着）

(4) 事業の内容、申請書類の作成等に関する問合せ先

本事業についての問合せ先は、以下のとおりです。なお、問合せの受付時間は、午前10時から午後5時まで（土・日・祝祭日及び午後0時から午後1時までを除く。）とします。

【問合せ先】

問合せ先	管轄する都道府県	電話番号
農林水産省 農産局農産政策部 農業環境対策課	—	03-3593-6495
北海道農政事務所 生産支援課	北海道	011-330-8807
東北農政局 環境・技術課	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県	022-263-1111 (内線4540, 4331)
関東農政局 環境・技術課	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、 長野県、静岡県	048-740-0450
北陸農政局 環境・技術課	新潟県、富山県、石川県、福井県	076-232-4893
東海農政局 環境・技術課	岐阜県、愛知県、三重県	052-746-1313
近畿農政局 環境・技術課	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県	075-414-9722
中国四国農政局 環境・技術課	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県	086-224-4511 (内線2448, 2773)
九州農政局 環境・技術課	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県	096-300-6269
内閣府沖縄総合事務局 生産振興課	沖縄県	098-866-1653

2 提出に当たっての注意事項

- (1) 申請書類に虚偽の記載、不備等がある場合は、審査対象外となる場合があります。
- (2) 申請書類の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。
- (3) 申請書類の提出は、原則として郵送、宅配便（バイク便を含む。）又は電子メールとし、やむを得ない場合には持参も可としますが、ファクシミリによる提出は受け付けません。
- (4) 申請書類を郵送する場合には、1の(1)に掲げる申請書類を一つの封筒に同封し、封筒の表に、「国内肥料資源利用拡大対策事業の申請書類在中」と朱書きの上、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法により郵送してください。また、提出期限前に余裕をもって投函するなど、必ず提出期限までに到着するようにしてください。
- (5) 申請書類を電子メールで送付する場合には、件名を「国内肥料資源利用拡大対策事業の申請書類提出(〇〇〇)」(※〇〇〇は申請者名)と記載し、メール受信トラブル防止のため、メール送付後、提出先に提出した旨を御連絡ください。
なお、メールアドレスの記載がない提出先には、電子メールによる申請をすることはできません。
- (6) 提出後の申請書類については、原則として、資料の差し替えは不可とし、採択、不採択にかかわらず返却しませんので、御承知ください。
- (7) 提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用しません。
- (8) 申請書類の審査に当たり、申請内容についてヒアリングや関連資料の追加提出を求める場合がありますので、あらかじめ御承知ください。

第11 補助金交付候補者の選定

提出された申請書類については、農林水産省において、審査基準（実施要領別紙1－7）に基づき審査を行い、事業実施主体となり得る候補者（以下「補助金交付候補者」という。）を選定します。

（1）審査の方法

地方農政局長等は、提出された申請書類について、内容を確認し、審査基準に基づいて評価・ポイント付けします。その際、必要に応じて申請者にヒアリングや関連資料の追加提出を求めるものとします。次に、農林水産省農産局長は、ポイントの合計値が高い順から採択優先順位を決め、予算の範囲内で補助金交付候補者を選定するものとします。審査に当たり、地方農政局長等は、必要に応じて、事業実施計画書に位置付けられた取組範囲に関係する都道府県協議会の意見を聴くことができるものとします。

（2）審査結果の通知等

① 地方農政局長等は、補助金交付候補者となった申請者に対して、実施要領別紙1の別記様式第7号により採択された旨を通知します。

なお、採択に当たり、申請内容については、審査結果を踏まえ修正いただく場合がありますので、あらかじめ御承知ください。

② 地方農政局長等は、補助金交付候補者とならなかった申請者に対して、補助金交付候補者にならなかった旨を通知します。

③ 審査内容については、非公開とします。なお、農林水産省において審査に携わった者は、審査において知ることのできた内容について、第三者に漏えいしないものとします。

④ 補助金交付候補者の決定に係る審査の経過や審査結果についての問合せには答えることができませんので、あらかじめ御承知ください。

第12 事業実施主体の責務等

事業実施主体は、本事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、以下の条件を遵守してください。

（1）事業の推進

事業実施主体は、交付等要綱及び実施要領を遵守し、事業実施に必要な手続、事業全体の進化管理、事業成果の公表等、事業実施全般についての責任を負う必要があります。

（2）補助金の経理

① 事業実施主体は、本事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して本事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておく必要があります。

② 事業実施主体は、①の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備し、①の帳簿とともに補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管する必要があります。

（3）取得財産の管理

① 事業実施主体は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、本事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。

② 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付していただくことがあります。

第13 他施策との関連

配合飼料を購入している畜産業を営む者が、事業実施主体になる場合には、配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知）に定める配合飼料価格安定基金の業務方法書に基づく配合飼料の価格差補てんに関する基本契約及び配合飼料の価

格差補てんに関する毎年度行われる数量契約の締結を継続するものとします。ただし、事業実施年度の前年度にこれらの契約を締結していない者及び自給飼料への転換等の合理的な理由がある者については、この限りではありません。

別表 1（実施要領別紙 1－2 の第 3、別紙 1－3 の第 2、別紙 1－4 の第 2、別紙 1－5 の第 2 関係）

費目	対象事業	内容	注意点
機 械 器 具 費	国 内 肥 料 資 源 活 用 総 合 推 進 支 援	・ 本事業を実施するために直接必要な国内資源由来肥料若しくはその原料の収集・運搬・加工（焼却を含む。）・散布等に必要な機械又は国内資源由来肥料の原料若しくは土壌等の分析に必要な分析機器等の導入、リース導入又は改良に係る経費	・ 実施要領別紙 1－2－2 のとおり
資 材 購 入 費		・ 本事業を実施するために直接必要な資材の購入に係る経費	
資 材 運 搬 費		・ 本事業を実施するために直接必要な資材の運搬に係る経費（肥料原料の収集等、新たな流通方法の実証に必要な経費に限る。）	
備品費		・ 本事業を実施するために直接必要な備品の導入に係る経費。但し、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・ 取得価格が 50 万円未満のものに限る。 ・ 耐用年数が経過するまでは、善良な管理者の注意義務をもって当該備品を管理すること。
会場借料		・ 本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・ 事業実施主体が会議室を所有している場合は、当該会議室を優先して使用すること。
通信・運搬 費		・ 本事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・ 切手は物品受払簿で管理すること。 ・ 電話等の通信費については、基本料を除く。
借上費		・ 本事業を実施するために直接必要な分析機器、農業用機械等の借上経費 ・ 本事業を実施するために直接必要なパソコン、プリンター等の事務器具及び事務所等の借上経費 ・ 現地確認のための自動車の借上経費	・ レンタルが困難な場合には、リースも対象とする。ただし、補助対象経費は、本事業を実施するために必要な期間に係る経費に限るものとする。
印 刷 製 本 費		・ 本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷製本に係る経費	

費目	対象事業	内容	注意点
消耗品費		・ 本事業を実施するために直接必要な短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品（土壌診断に必要な試薬等） ・ 実証試験に用いる低廉な器具 ・ USB メモリ等の低廉な記録媒体等	
情報発信費		・ 本事業を実施するために直接必要な広告、啓発に要する経費	・ 特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる広告、啓発を除く。
燃料費		・ 本事業を実施するために直接必要な農業用機械や車両等の燃料代	
旅費		・ 本事業を実施するために直接必要な会議、現地確認、成果発表等を事業実施主体等が行うための旅費 ・ 本事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を依頼した専門家に支払う旅費	
謝金		・ 本事業を実施するために直接必要な専門的知識の提供等の専門家等への謝礼に必要な経費	・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・ 都道府県協議会の構成員及び事業実施主体に対する謝金は、補助対象外とする。
委託費		・ 本事業の交付目的たる事業の一部を他の者に委託するために必要な経費	・ 委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・ 民間企業等の内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		・ 本事業を実施するために直接必要、かつ、それだけでは本事業の成果とはなり得ないほ場での肥料散布や土壌の分析等の業務の役務発注に係る経費	
雑役務費		・ 本事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	

費目	対象事業	内容	注意点
		・ 本事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙及び運営拠出金に課される消費税に係る経費	
賃金等		・ 本事業を実施するために直接必要な業務を目的として、雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに費用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・ 賃金については、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）に定めるところにより取り扱うものとする。 ・ 賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。

- (注) 1 上記の経費であっても補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合は、補助対象外とします。
- 2 補助対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとします。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとします。

別表 2

国内肥料資源利用拡大対策事業のうち国内肥料資源活用総合支援事業の申請書類提出先

都道府県	提出先	電話番号	メールアドレス	郵便番号	住所
北海道	北海道農政事務所 生産経営産業部生産支援課	011-330-8807	hiryo_hokkaido@maff.go.jp	064-8518	北海道札幌市中央区南 22 条西 6 丁目 2-22 (エムズ南 22 条第 2 ビル)
青森県・岩手県・宮城県・秋田県・ 山形県・福島県	東北農政局生産部 環境・技術課	022-263-1111 (内線 4540,4331)	seigika_tohoku@maff.go.jp	980-0014	仙台市青葉区本町 3-3-1 (仙台合同庁舎 A 棟)
茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・ 千葉県・東京都・神奈川県・山梨 県・長野県・静岡県	関東農政局生産部 環境・技術課	048-740-0450	kantohiryou@maff.go.jp	330-9722	さいたま市中央区新都心 2-1(さ いたま新都心合同庁舎 2 号館)
新潟県・富山県・石川県・福井県	北陸農政局生産部 環境・技術課	076-232-4893	seigikan_hokuriku@maff.go.jp	920-8566	金沢市広坂 2-2-60 (金沢広坂合同庁舎)
岐阜県・愛知県・三重県	東海農政局生産部 環境・技術課	052-746-1313	seigika_tokai@maff.go.jp	460-8516	名古屋市中区三の丸 1-2-2 (農林総合庁舎 1 号館)
滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・ 奈良県・和歌山県	近畿農政局生産部 環境・技術課	075-414-9722	kinki_hiryou@maff.go.jp	602-8054	京都市上京区西洞院通下長者 町下ル丁子風呂町 (京都 農林水産総合庁舎)
鳥取県・島根県・岡山県・広島県・ 山口県・徳島県・香川県・愛媛県・ 高知県	中国四国農政局生産部 環境・技術課	086-224-4511 (内線 2448,2773)	seigikan.chushi@maff.go.jp	700-8532	岡山市北区下石井 1-4-1 (岡山第 2 合同庁舎)
福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・ 大分県・宮崎県・鹿児島県	九州農政局生産部 環境・技術課	096-300-6269	gikan_kyushu@maff.go.jp	860-8527	熊本市西区春日 2-10-1 (熊本地方合同庁舎)
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局農林 水産部生産振興課	098-866-1653	hiryou.okinawa.R4.p5p@ogb.cao.go.jp	900-0006	那覇市おもろまち 2-1-1 (那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館)
問合せのみ 対応可	農林水産省農産局農業環境 対策課	03-3593-6495	kokunaihiryou_sien@maff.go.jp	-	-